

建築基準法

# 住宅にまつわる各種法改正を学ぼう ～4月から何が変わるのか～

断熱・気密施工の  
ポイント解説付き

建築物  
省エネ法

2025年4月の改正建築基準法施行では、建築確認申請時に、いわゆる四号特例廃止による構造審査を受けたり、確認申請の対象も都市計画区域外等の住宅(200㎡以下の平屋を除く)やリフォーム工事においても屋根や外壁など構造の過半に影響する工事も対象になります。また、改正建築物省エネ法施行では外皮などの省エネ基準適合が義務化されます。

これらの法改正の“基本編”となるセミナーを県の担当者を招き開催いたしますので、「話はよく聞くけど詳しくわからない」といった工務店の方、また、屋根や床、外壁などで屋根ふき材や仕上げ材、外装材のみにとどまらないリフォーム工事を元請する各職の方など、この機会に積極的な受講をしてください。

また、アグリトライ(しなのいえ工房)常務取締役 小嶋健二氏による、信州のZEHスタートBOOKなどを使った断熱・気密施工のポイント解説も行います。

日時: 2025年 2月 12日(水) 13:00～16:00

場所: 長野県松本合同庁舎 203号会議室

松本市島立1020(松本インターすぐ) 電話:0263-47-7800

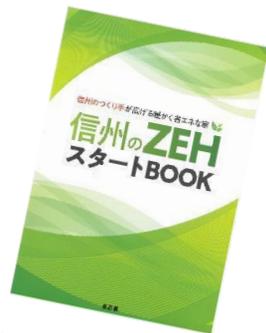
参加費: 無料

定員: 60名(定員に達し次第締め切ります)

対象: 建設労連組合員、組合員外を問わず

- ・自社で設計や建築確認申請を行っていない工務店・大工、一人親方も
- ・改修で新たに確認申請の対象となる屋根や床、外壁などを元請する方 など

※建築基準法、建築物省エネ法、ZEH施工の基本編の内容となります。



申し込み: 下記フォーム(QRは右記)

<https://forms.office.com/r/T839xEvqkn>

または裏面に記載しFAXください



QRコードからスマホで  
申し込みもできます



お問い合わせ

長野県建設労働組合連合会

電話 0263-39-7200

建設労連セミナー

住宅にまつわる各種法改正を学ぼう ～4月から何が変わるのか～

## F A X用申込表

F A Xにて申し込みをご希望の方は下記に記載の上、長野県建設労働組合会（FAX0263-39-7202）までお申し込みください。

氏 名	
事業所名・屋号	
加 入 建 設 労 働 組 合	<input type="checkbox"/> ( ) 建労 <input type="checkbox"/> 未加入
メールアドレス	
電 話 番 号	

F A X送付先 0 2 6 3 - 3 9 - 7 2 0 2